

京都労働局労働基準部
ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

1 目的

本方針は、「厚生労働省公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に従い、京都労働局労働基準部が開設する各種ソーシャル・ネットワーキング・サービスのアカウント（以下「京都労働局労働基準部 SNS」という。）で情報を発信するための運用に関し必要な事項を定めるものです。あらかじめ下記内容に同意のうえご利用ください。

2 アカウント名及び運用管理者

SNS	アカウント名及び ID
Instagram	京都労働局 労働基準部【公式】(ID : kyoto_mhlwgram)
X	京都労働局 労働基準部【公式】(ID : kyoto_mhlwx)

運用管理者はいずれも京都労働局労働基準部監督課

3 投稿内容

京都労働局労働基準部は、労働行政に関する情報や京都労働局労働基準部（労働基準監督署含む）が取り組む施策などに関する情報を随時発信していきます。

4 注意事項

(1) 京都労働局労働基準部 SNS は専ら情報発信を行うものとし、アカウントへのコメント等への返信は原則として行いませんのであらかじめご了承ください。ご意見、お問い合わせは、京都労働局ホームページの「労働局へのご意見」において受け付けています。

「労働局へのご意見」:

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou26/kyoto-roudoukyoku-goiken>

(2) 以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。投稿内容に関係のないコメントや下記項目に該当すると判断したコメントは、投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。

- 法令に反する場合またはそのおそれがある場合
- 公序良俗に反する場合
- 犯罪行為等を誘発または助長する場合

- 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける場合
 - 本人の承諾なく個人情報をも特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する場合
 - 著作権、商標権、肖像権など当局または第三者の知的財産権を侵害する場合
 - 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としている場合
 - 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合
 - 人種、思想、信条等の差別を助長する場合
 - 同一のユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一内容または内容が似通っている場合
 - 他の利用者、第三者等になりすました場合
 - 京都労働局の発信する内容に関係のない場合
 - 各ソーシャルメディアサービスの利用規約に反する場合
 - その他、アカウントの運営上、不適切と判断した場合及びこれらの内容を含むホームページへのリンク等
- (3) 上記(2)に該当するコメントを投稿するユーザーは、アカウントへのコメントをブロックする場合があります。また、当ページの適切な運用を妨げるユーザーは、永久にブロックする場合があります。
- (4) お使いのブラウザの種類など、閲覧環境によっては、リンク先のページをうまく読み込めないなど、閲覧に支障が出る場合があります。

5 知的財産権

アカウントに掲載されている、写真やイラスト、ロゴ、音声、動画及び記事等の知的財産権は、京都労働局または正当な権利を有する者に帰属します。

なお、アカウントの掲載記事に対する「フォロー」、「いいね！」等の機能については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

6 免責事項

- (1) 掲載情報の正確性には万全を期しておりますが、利用者が掲載情報を用いて行う一切の行為について、京都労働局は何ら責任を負うものではありません。
- (2) アカウントに関連して生じた利用者間のトラブルまたは利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、京都労働局は責任を負

いかねますのでご了承ください。

- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は京都労働局に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ京都労働局に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (4) 上記のほか、アカウントに関連して生じたいかなる損害についても京都労働局では一切の責任を負いません。

7 運用方針の周知・変更等

この「運用方針」は京都労働局のホームページに掲載します。また、この「運用方針」は事前に予告なく変更、運用方法の見直し、運用の中止をする場合があります。

令和6年12月23日